

# 令和元年度メンタルヘルス対策等取組概況

山梨労働局

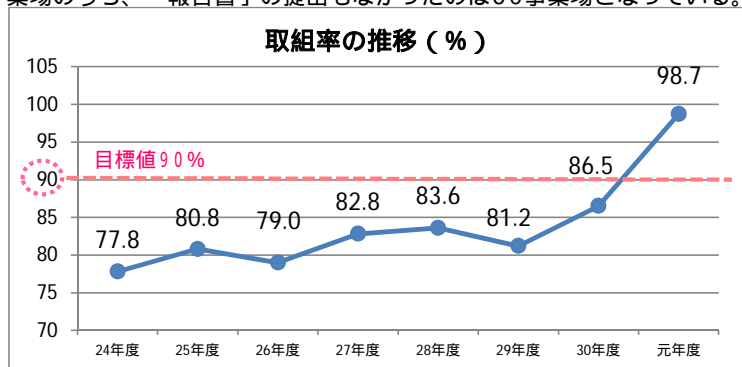
山梨労働局管内の労働者数50人以上の事業場から提出された「令和元年度（平成31年度）安全衛生管理活動実施計画書」及び「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書」を集計し、以下のとおりメンタルヘルス対策等の推進状況結果をまとめた。

山梨労働局全体	対象事業場数	安全衛生管理活動実施計画			ストレスチェック実施状況	
		提出事業場数	取組事業場数	取組率	実施事業場数	実施率
	933	774	764	98.7%	843	90.4%

注1) 対象事業場数は、平成31年3月時点の数値から、その後、廃止又は労働者数が50人以下になった事業場数を除いたもの。  
 注2) ストレスチェック実施状況は、対象事業場において、令和元年12月末までに報告書の提出があったものを集計したものの。

## 1 メンタルヘルス対策の実施状況

メンタルヘルス対策の実施状況は、ストレスチェックの実施が義務化され、対策の推進が図られたことにより、「計画書」の提出のあった事業場においては、平成30年度から12.2ポイント増加して98.7%となった。また、「計画書」の提出がなかった159事業場のうち、「報告書」の提出もなかったのは60事業場となっている。



令和元年度	実施している	元年度中実施予定	検討中	予定なし	無回答
774事業場中	764	7	3	0	0

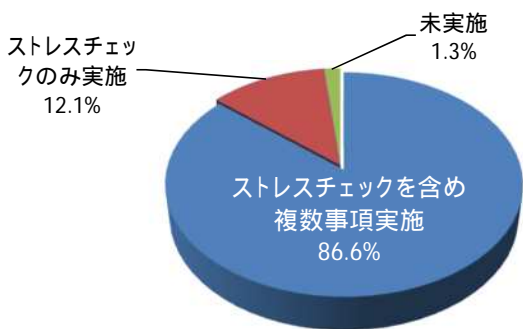
平成30年度	実施している	取組率 (%)
857事業場中	739	86.5%

平成29年度	実施している	取組率 (%)
929事業場中	754	81.2%

平成28年度	実施している	取組率 (%)
884事業場中	739	83.6%

平成27年度	実施している	取組率 (%)
815事業場中	675	82.8%

令和元年度の計画書による実施の状況 (774事業場)

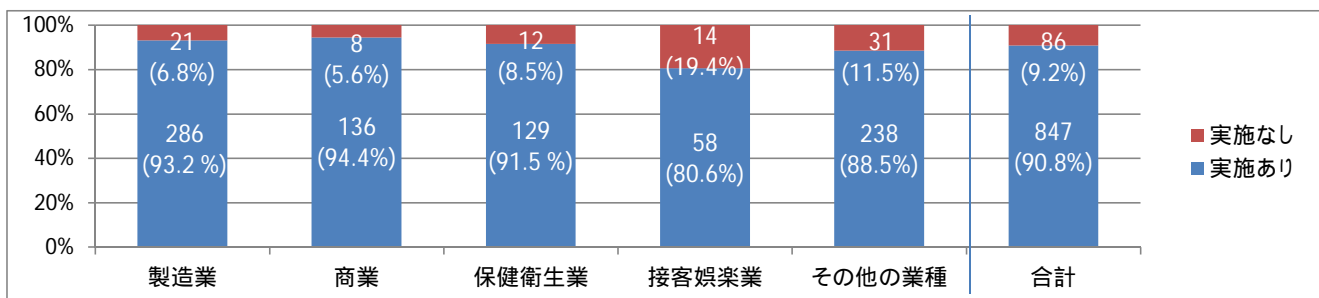


メンタルヘルス不調による休業者ありの割合が27.6%に対して、無料で支援が受けられる山梨産業保健総合支援センターの利用希望事業場の割合は5.4%と低調している。

山梨労働局全体	提出事業場数	山梨産業保健総合支援センター利用希望事業場数	利用希望率
	774	42	5.4%

## 2 主な業種別の取組状況 (933事業場)

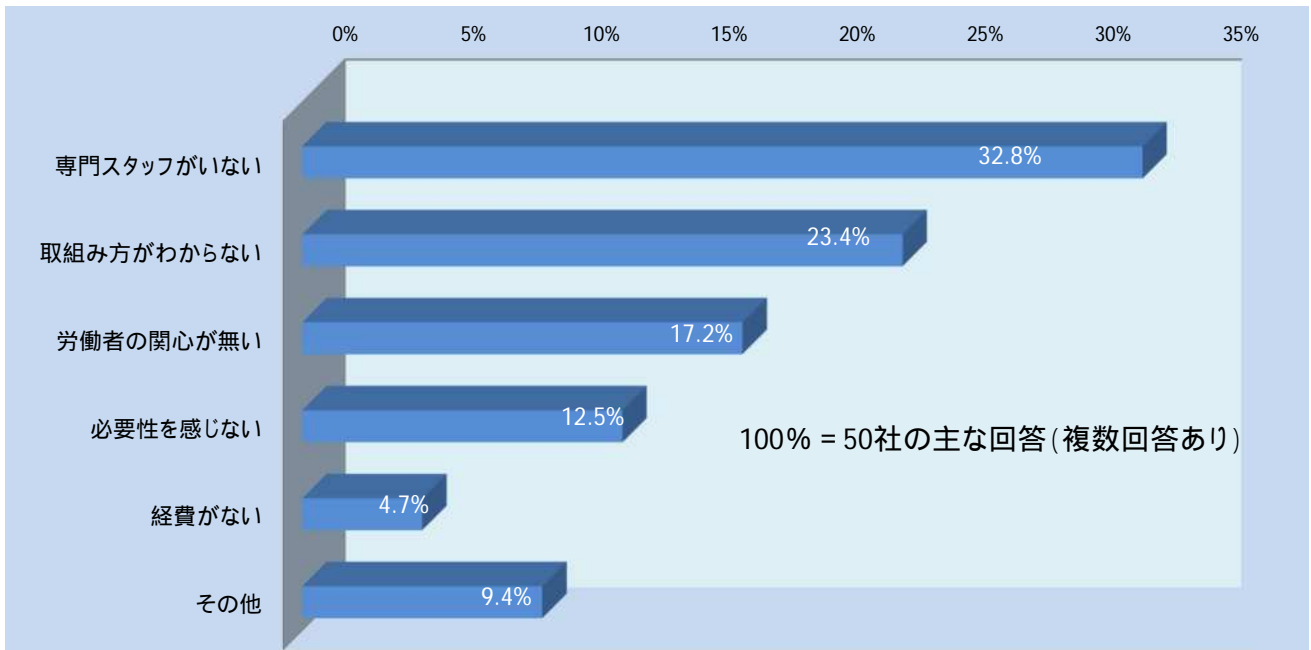
主な業種別にみると、商業、製造業及び保健衛生業で実施率が県内平均の90.9%を超えているものの、接客娯楽業で実施率が80.6%と低迷している。



注) 「計画書」及び「報告書」ともに未提出の事業場は、メンタルヘルス対策未実施として集計した。

### 3 メンタルヘルス対策に取り組む際の問題点

メンタルヘルス対策を実施する際の主な問題点としては、「専門スタッフがない」が32.8%、次いで「取組み方がわからない」が23.4%、「労働者の関心がない」が17.2%等となっている。



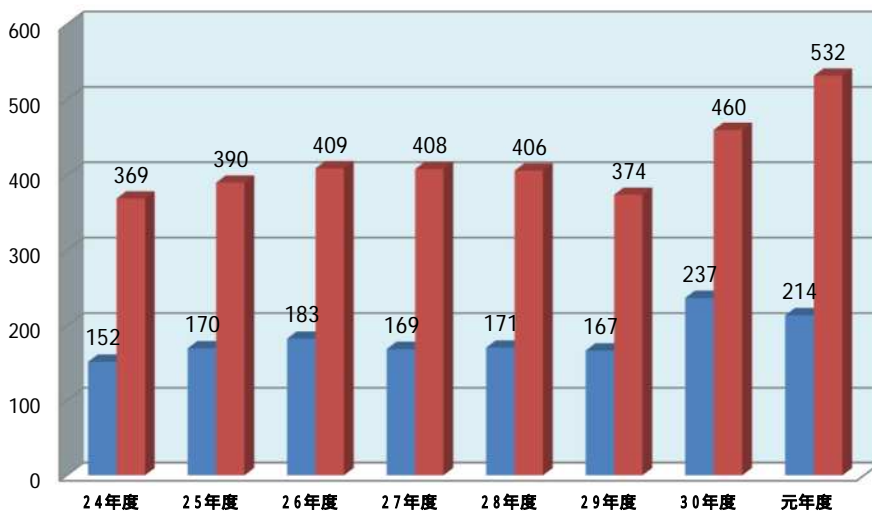
### 4 メンタルヘルス不調による休業者の状況

メンタルヘルス不調による休業者が「あり」と回答した事業場は214社（構成比27.6%）となっている。また、休業者数も532人となり、近年で最も多くなった。

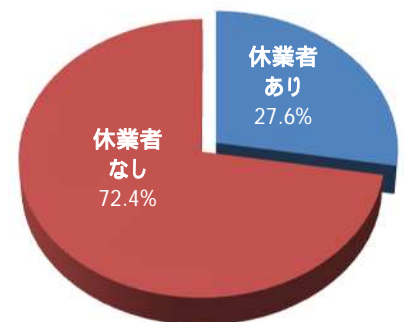
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
計画書提出事業場数	761	825	815	815	884	929	854	774
休業者数合計	369	390	409	408	406	374	460	532
休業者あり事業場数	152	170	183	169	171	167	237	214
休業者あり事業場割合	20.0%	20.6%	22.5%	20.7%	19.3%	18.0%	27.8%	27.6%

メンタル不調による休業者数

■ 休業者あり事業場数 ■ 休業者数



メンタルヘルス上の休業者がいる事業場の割合



## 5 メンタルヘルス対策の取組内容状況

取組内容のうち、多いものからみると、「相談窓口関係」、「教育研修関係」、「衛生委員会の調査審議」、「職場環境改善」、「担当者の選任」、「職場復帰支援の策定」、「心の健康づくり計画作成」、「セルフチェック」、「専門スタッフの配置」の順となっている。また「相談窓口関係」であり、うち「産業医」による相談窓口が最も多くなっている。「教育研修関係」では「管理監督者」への研修が最も多くなっている。一方、「心の健康づくり計画作成」や社内の「保健スタッフへの教育関係」及び「専門スタッフの配置」が他の項目に比べ少ない状況になっている。

メンタルヘルス対策への取組内容（複数回答）



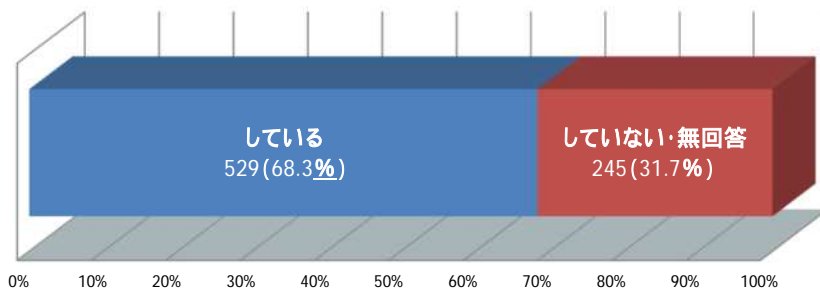
## 6 長時間労働者に対する面接指導の実施状況

長時間労働者に対する面接指導の実施体制があると回答した事業場は全体の78.9%であり、長時間労働者の健康障害防止対策の樹立に関して安全衛生委員会等で調査審議している割合は全体の68.3%であった。また、面接指導の実施体制の具体的内容（複数回答）については、「自己の労働時間を確認できる仕組み」が最も多く、「申出窓口の設定」、「面接指導の申出様式の作成」等の順となっている。

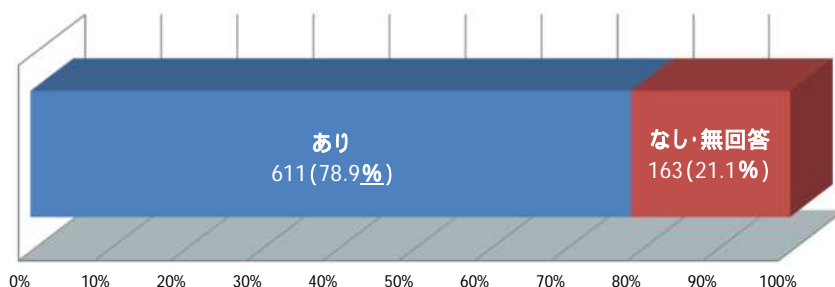
一方、過去1年間において長時間労働者に対する面接指導を実施した事業場は149事業場（実施人数1,555名）であり、面接指導の実施体制ありと回答した事業場の24.4%であった。

全体	面接指導の調査審議 している	面接指導の実施体制 あり	実施体制の具体的内容 (複数回答)				面接指導の対象者の選定基準 (複数回答)			面接指導の実施 あり	実施人数
			自己の労働時間を確認できる仕組み	申出様式の作成	申出を行う窓口の設定	(その他)	月100時間超え、かつ申出のあった労働者	月80時間超え、かつ申出のあった労働者	事業場独自の選定基準該当者		
774	529	611	399	164	300	56	109	362	198	149	1,555

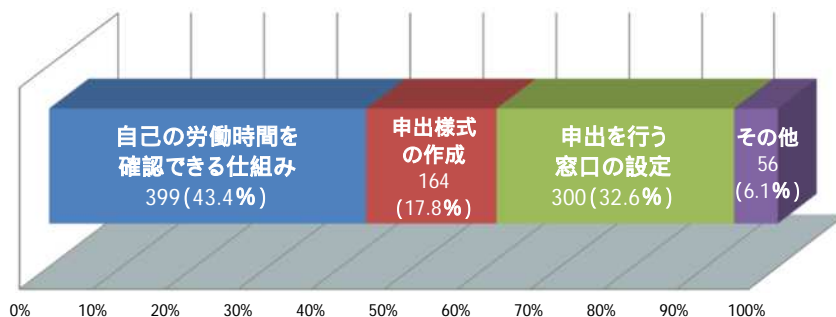
(1) 安衛委員会等において  
面接指導に関する調査  
審議を行っているか



(2) 面接指導の実施体制は  
あるか

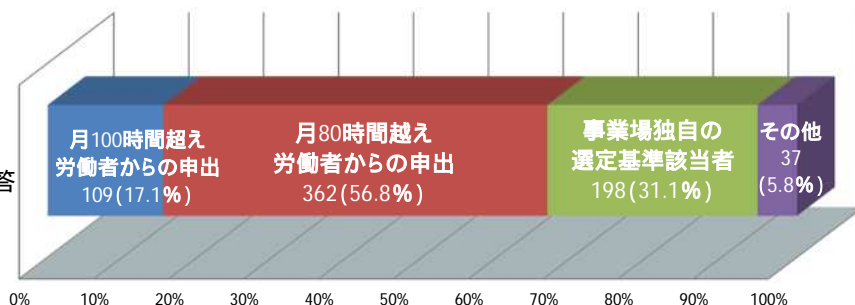


(3) 面接指導の実施体制の  
具体的内容は何か  
(複数回答)



(4) 面接指導対象者の  
選定基準

611事業場(実施体制あり)の回答  
(複数回答)



(5) 令和元年度における  
面接指導の実施の有無

611事業場(実施体制あり)の回答  
実施あり: 149事業場  
(1,555名に実施)

